

第1 審査会の結論

福島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和3年3月15日付け2教社第660号で行った公文書不開示決定については、妥当ではなく開示すべきである。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年1月29日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「①件名 県立図書館収蔵資料 日本原子力産業会議『原子力発電所と地域社会 地域調査専門委員会報告書（各論）』②内容 上記『報告書（各論）』中おもに以下に関する内容 第一部 東京電力福島原子力発電所周辺地区に関する調査報告 第一章 福島発電所設置の経緯 第二章 福島発電所の建設計画と進捗状況 第三章 地域の概況」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という。）を特定し、対象公文書の提供元である日本原子力産業会議の後継組織である一般社団法人日本原子力産業協会（以下「協会」という。）へ条例第15条第1項の規定により意見書の提出の機会を付与するとともに、開示決定等の期間の延長を行った。
- 3 その後、協会より開示に反対の意見書が提出され、実施機関は、令和3年3月15日付けで対象公文書に記録されている情報については条例第7条第3号イに該当するとして公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年6月14日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和3年12月27日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 6 審査請求人は、令和4年2月2日付けで、条例第26の2第1項第1号に規定する反論書を実施機関へ提出した。
- 7 実施機関は、審査請求人が提出した反論書の内容を精査したところ、本件開示請求で審査請求人が求めていた公文書が、対象公文書の全てではなく、その一部であり、当該部分には不開示情報はなく、全部開示できると判断した。

しかし、対象公文書の提供元である協会から開示に反対する意見書が提出されていたため、条例第19条第1項第2号の規定により諮問の取下げはできないことから、諮問を継続することとした。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、対象公文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の内容を総合すると、次のとおりである。

- (1) 不開示とした公文書は、本県並びに浜通りの大熊町・双葉町に原子力発電所が立地するに至った背景や経緯を住民意識調査をはじめ多角的に調べ記録した歴史資料として社会性・公益性を有するものであって、不開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。
- (2) 開示請求は、対象公文書の全ての開示を求めたものではなく、第1部の第1章から第3章に絞って開示を求めたものである。
- (3) 協会電子図書室において、少なくとも2011年4月から2014年までは会員以外もアクセスして、閲覧かつダウンロードできる状態であり、一般の目に触れる事実上公開の状態にあったことから、内部文書であるという主張は合理性に欠ける。
- (4) 東京都内の大学図書室にて閲覧したが、請求した部分に保護を必要とする個人情報の記述はなかった。
- (5) 部分開示によって報告書の趣旨が損なわれ協会の正当な利益が害されるとする主張は明確な根拠に乏しく、原則開示を謳った条例の精神から逸脱し失当である。
- (6) 「公にしない」ことを求めた協会主張の合理性・相当性の検討・吟味は尽くされておらず、実施機関の弁明書は、不開示ありきの方便に終始し、審査請求人の主張する不開示処分の不当性を覆すに足りる合理性・相当性に乏しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び説明資料においては次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、当初、協会が発行した「原子力発電所と地域社会 地域調査専門委員会報告書（各論）」（以下「対象報告書」という。）の全部としていたが、反論書の内容も精査したところ、その一部である「第1章 福島発電所設置の経緯 第2章 福島発電所の建設計画と進捗状況 第3章 地域の概況」のみである。

2 本件処分の取消しについて

- (1) 当初、対象公文書が条例第7条第3号イに該当するとして不開示としていたが、審査請求人から反論書の提出があったため、内容を確認したところ、当初の開示請求が対象報告書の全てを求めたものではなく、第1章から第3章に絞ったものであり、その中には保護する個人情報に含まれておらず、個人情報を理由とした不開示の主張は根拠がないと記載されていた。

これを受け、改めて、本件開示請求と対象公文書を見直した結果、開示請求の対象となる公文書が対象報告書のうち第1章から第3章のみであって当該部分のみであるならば開示は可能であると判断した。

- (2) そのため、諮問を取下げ、最初の処分を取り消し、開示する旨の裁決をしようとしたところ、条例第19条第1項第2号に「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）」との規定があり、第三者からの反対意見書がある場合は、諮問しなければならないこととされていた。
- (3) 諮問を取下げ、開示する旨の裁決をするため、協会に対し、開示することについての意向を確認したが、「書面で反対意見を取下げることにはしない、開示を認める

ことはしない。」との回答があった。

(4) 以上のことから、諮問の取下げはできないが、協会の意向はあるものの不開示決定を争うことなく、審査会の答申に従って裁決を行うこととした。

なお、対象公文書には執筆者の個人の所属、職及び氏名が記載されているが、報告書のまえがきとして「一般向けにまとめたさきの「原子力発電所と地域社会」報告書と併せて、参考にしていただければ幸甚である。」と記載されており、執筆者の情報は、一般人が誰でも見られるものとして作成されたものであり、条例第7条第2号ただし書ア「公にすることが予定されていた情報」に該当する。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨から、審査請求の対象となる公文書は、当初、実施機関が特定した対象報告書の全部ではなく、その一部分である「第1部東京電力福島原子力発電所周辺地区に関する調査報告 第1章 福島発電所設置の経緯 第2章 福島発電所の建設計画と進捗状況 第3章 地域の概況」（以下「審査対象公文書」という。）であると認められる。

2 不開示情報について

当審査会において審査対象公文書を実際に見分したところ、報告内容については、条例第7条の不開示情報に当たらないと認められる。

なお、対象報告書について、協会より、執筆者や地域住民等の個人情報が含まれていること、公開報告書における論述の根拠をなす協会の内部資料であること、及び部分開示をした場合には当時の執筆者が意図した報告書の主旨を変えてしまうおそれがあることから、協会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するので報告書全体の開示に反対するという意見書が出されている。

しかし、過去において対象報告書が公開の状態におかれていた状況や当審査会の見分の結果から、審査対象公文書を開示したとしても協会の利益が損なわれるおそれはないものと認められる。

また、審査請求人、実施機関ともに開示できるものと考えており、この点に争いはない。

本件審査対象公文書には、執筆者の所属、職及び氏名が記載されており、これらは条例第7条第2号の個人情報にあたるが、対象報告書は別途すでに公表されている「原子力発電所と地域社会」と関連するものであり、作成された経緯や一般的な報告書の性格から、公表することを目的として作成されたものであると認められ、執筆者に関する情報は、ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められる。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

今回の事案は、開示請求の時点で、実施機関が請求の対象となる公文書の範囲の特定を誤っており、請求者の求める公文書の内容を正確に把握しなかったことに要因が

あると認められる。

実施機関においては、公文書の特定に当たって、疑義がある場合、開示請求者に請求内容の確認を行うなど、適正な対応を求めるものである。

また、審査請求書の受付を行ってから当審査会への諮問に至るまでの期間についても、通常想定される期間を超えて時間を要していると認められることから、実施機関においては、条例第19条第1項の規定及び審査請求制度の趣旨に則り、当審査会への諮問に係る所要の手續を速やかに行うよう、併せて求めるものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年12月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
令和 4年 2月 7日	・実施機関を経由して審査請求人の反論書(写)を収受
令和 4年 7月19日 (第314回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 4年 8月23日 (第315回審査会)	・審議
令和 4年10月18日 (第317回審査会)	・審議
令和 4年11月15日 (第318回審査会)	・審議
令和 4年12月20日 (第319回審査会)	・審議

※この事案は、実施機関が開示するとの意向を示したため、意見聴取は行わなかった。

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者